

第 4 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 平成30年度 第 4 回 海陽町農業委員会定例会

日 時 平成30年8月29日（水曜日）午後1時30分より

場 所 海陽町海部庁舎 3階会議室

出席農業委員 10 名

議 長 吉田豊樹

1番 歌 泰一			4番 山上勝弘	5番 廣田英子
	7番 西岡利信	8番 西田洋美	9番 富田和樹	10番 北地正敬
11番 中島 実	12番 平岡伸弘			

出席推進委員 7 名

海南 北上敏和		海南 小山浩徳	海南 池下嘉郎	海部 米田公彰
海部 中張雅弘	宍喰 中西 一	宍喰 青山 正		

事務局 本田 寿

議題

1. 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
2. 海陽町農業委員会会議規則の一部改正について
3. その他

1. 開会

議長	<p>只今から、平成30年度第4回農業委員会定例会を開催します。</p> <p>農業委員 2番 長谷委員、3番 濱崎委員、6番 川端委員、13番 大東委員 4名の欠席の報告があり、本日は10名の出席です。</p> <p>会議規則第8条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>尚、推進委員については、 海南地区 山田委員、宍喰地区 森委員 2名の欠席の報告があり、本日は7名の出席となっております。</p>
----	---

2. 議事録署名の指名

議長	<p>それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思えます。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、1番 歌委員、4番 山上委員を指名します。</p> <p>尚、委員会終了後、平成30年度総会の議事録について、4番 山上委員は残って頂き、議事録確認の程をお願いします。</p>
----	---

3. 議事

議長	<p>第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（利用権設定）について説明します。</p> <p>番号1番の1 利用権を設定する土地 大里字前田 90番、地目 田、面積 2,726 m² 利用権を設定する者（貸人）は■■■■■、権利の種類として賃貸権により、（借人）■■■■■に、始期平成30年9月1日から、終期平成40年8月31日までの新規設定です。</p>

<p>議長</p>	<p>他、農用地利用計画書のとおり 合計7筆、面積6,531.8㎡です。 権利設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p> <p>質疑意見ございませんか。 農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定することとし、この後、法第19条により、平成30年9月1日に、公告することとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、第2号議案 海陽町農業委員会会議規則の一部改正について、事務局より説明して下さい。</p> <p>平成28年4月1日より施行された改正農業委員会等に関する法律に基づき、平成30年7月20日より新体制に移行しました海陽町農業委員会ですが、新設の農地利用最適化推進委員に対し、同日開催の総会におきまして推進委員の定例会等への出席参加が決定致しましたので、会議規則の一部改正(案)について説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第3項(1)の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第3条第1項の、「すべての委員」を「あらかじめ農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)」に改正。 ・第4条の、「委員」を「農業委員及び推進委員」に改正。 ・第5条の、「委員」を「農業委員及び推進委員」に改正。 ・第8条の、「委員」を「農業委員」に、「第24条」を「第31条」に改正。 ・第9条に、第4項として「推進委員の席には担当地区及び氏名票をつけるものとする。」を追加。 ・第14条第1項及び第2項の、「委員」を「農業委員及び推進委員」に改正。第4項の全文を農業委員会法第25条削除により削除。 ・第15条の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第17条第2項の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第18条の、「委員」を「農業委員及び推進委員」に改正。 ・第19条第1項の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第21条第2項の、「委員」を「農業委員」に改正。

	<ul style="list-style-type: none"> ・第22条第2項の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第25条第1項の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・第26条の、「委員」を「農業委員」に改正。 ・附則の施行期日として、「この規則は、平成30年7月20日から施行する。」とする。 <p>以上の変更です。</p> <p>尚、例外の内部規定として、第18条の「委員会の農業委員及び推進委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」との規定に対しては、平成28年度第4回定例会時において、スムーズな議事進行のため「農用地利用集積計画書(利用権設定)の承認審議に限っては、該当委員は発言権無しで同席のまま行う。」とし、また「読み上げによる説明は1行目の案件のみとする。」ことと決定しておりますので、再確認しておきます。</p> <p>議長 事務局から説明の一部改正(案)、また議事の参与の例外について、質疑意見ございませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>一部改正することに賛成の農業委員は挙手して下さい。</p> <p>(農業委員の3分の2以上の挙手)</p> <p>農業委員3分の2以上の挙手が認められましたので、第2号議案 海陽町農業委員会会議規則の一部改正については、海陽町農業委員会会議規則第26条の規定により、変更決定することとします。</p> <p>(一部改正後の会議規則を配付)</p>
議長	<p>3、その他、意見等ございませんか。</p> <p>(特になし)</p>
事務局	<p><連絡事項></p> <p>次回の開催は、9月25日(火曜日)海部庁舎3階で9時30分からの予定とし、定例会終了後より 農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施したいと思いますので、宜しくお願いします。</p>

議長

以上をもちまして、平成30年度第4回農業委員会定例会を閉じます。

尚、通知しておりました「平成30年7月豪雨災害義援金」に協力して頂ける方は、事務局までお願いします。

議事録署名者 歌 泰一

議事録署名者 山上 勝弘